

基金演習コース 基礎演習科

受講料
無料



※無料で職業訓練 企業で必要な人材を育成します!



※生活給付金も支給 支給資格につきましては裏面をご参照ください



※あなたの就職活動を全力でバックアップします!!



ビジネス
コミュニケーション

営業

ビジネス文書

ビジネスマナー

総合力

商業簿記

パソコン

インターネット

IT・販売・事務など
基礎から学べます!

☆主婦のかたも

☆フリーターのかたも

☆ニートのかたも

- ◆募集締切:平成23年9月9日(金)
- ◆受講期間:平成23年9月26日(月)～平成24年3月27日(火)
- ◆募集定員:20名
- ◆申込方法:①最寄りのハローワークで求職/受講申込み
②受講申込書を取得後、下記番号へお電話下さい

<基金訓練受講要件>

- ①安定所に求職申し込みを行っている者であること
- ②現在有する技能、知識、職業経験等と労働市場の状況から判断して基金訓練を受講することが適切であると判断され、キャリア・コンサルティングを経て安定所長による受講勧奨を受けたものであること
- ③訓練を受けるために必要な能力等を有する者であること
- ④公共職業訓練の受講修了後1年未満でない者であること



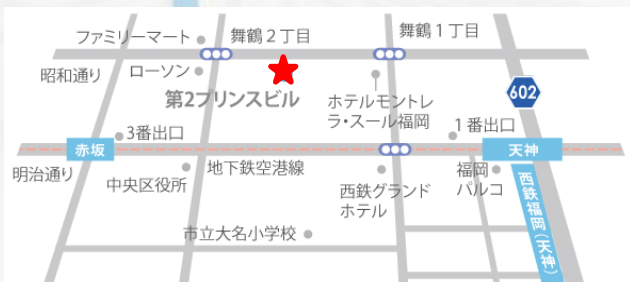
TEL: 092-739-8395

CSE
Customer Satisfaction Engineering

訓練会場:株式会社シーエスイー

福岡市中央区大名2-9-29 第2プリンスビル3F

- ・地下鉄 赤坂駅3番出口から徒歩3分
- ・地下鉄 天神1番出口から徒歩3分
- ・西鉄福岡 ソラリア口から徒歩7分



訓練実施事項

訓練期間／訓練時間	平成23年9月26日～平成24年3月27日（6ヶ月間） 訓練日数：125日間 9:00～14:40 ※但し、毎月第1土曜日は訓練日となります
訓練目標（仕上がり像）	社会人としての一般常識、コミュニケーションスキル、事務処理能力及びITスキルを身に付け今後のキャリア形成の方向性を明確にする
修了後に取得可能な資格 ※任意受験になります	日商PC検定、簿記検定 Microsoft Office Specialist Word（MOS）、Microsoft Office Specialist Excel（MOS）
修了後に就業可能な関連職種	事務・営業・IT・サービス業などの基本的パソコンスキルが求められる様々な業務
対象・受講要件	キャリア形成の方向性を探索している方
受講者の負担する費用	テキスト代：10,290円、職場見学時の交通費：2,000円程度（概算） 訓練会場までの交通費
スケジュール	募集期間：平成23年7月20日～9月9日 選考日：平成23年9月13日（面接のみ） 選考結果通知日：平成23年9月14日（通知方法：郵送）
申込み方法	最寄りのハローワークで受講申込みを行い受講申込書を取得した後、 下記番号へ電話して下さい 電話番号：092-739-8395

訓練カリキュラム

入校式・オリエンテーション・修了式	入校式・オリエンテーション・修了式
安全衛生	VDT作業と安全衛生
コミュニケーション	話し方・表情／職場でのコミュニケーション／会議でのコミュニケーション／ケーススタディ
PC・インターネット基礎知識	パソコン利用法／インターネットの利用と注意点／情報セキュリティ／ウイルス対策／個人情報保護法
就職支援／ビジネスマナー	就職活動の進め方／履歴書・職務経歴書の書き方／面接指導／ビジネスマナー
ワークガイダンス	自己分析・開示／問題解決思考／論理的思考／対人関係／人間関係スキル／仕事理解／仕事探索
Excel基礎実習	Excel基礎（基本操作／表計算基本／文書作成／書式設定／印刷／検索）
Word基礎実習	Word基礎（基本操作／文書作成／書式設定／印刷／図表・グラフ）
PowerPoint実習	PowerPoint基礎（基本操作／文書作成／書式設定／印刷）
<業界特化分野の基礎実習①> 営業・販売・事務分野	営業の基本／顧客訪問・接客マナー／議事録・報告書作成／ビジネス文書作成／商業簿記基礎
<業界特化分野の基礎実習②> IT分野	ホームページ作成基礎／HTML・CSS基礎

■訓練・生活支援給付金

職業訓練を受講している間、生活支援給付金が支給されます。

被扶養者のいる方 12万円
上記以外の方 10万円

★ 訓練・生活支援給付金の資格要件

以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付金の支給対象となります。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③ 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）
- ④ 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧ 国及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

※遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※一定の要件を満たした方に支給されます。

※選考の結果、合格された方は現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。

※応募者が最低実施人数に満たないコースについては訓練の実施を中止する場合があります。

※年収要件では前月に高い収入があってもその後離職などによって年収見込みが200万円以下になるようであれば認められることがあります。

※世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。

※主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせ下さい。

